

# 入院患者様の食事負担額変更のお知らせ (令和8年6月から)

令和8年6月1日から、健康保険法の一部改正に伴い、一部入院患者様の**窓口負担額が変わります**。

【現 行】

対象者	食事負担額（1食）
一般所得	510円
指定難病患者	300円
平成28年3月31日時点で 1年以上継続して精神病床 に入院している患者	260円
低所得Ⅱ90日以内 (住民税非課税)	240円
低所得Ⅱ90日超 (住民税非課税)	190円
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	110円



【令和8年6月より】

対象者	食事負担額（1食）
一般所得	550円
指定難病患者	330円
平成28年3月31日時点で 1年以上継続して精神病床 に入院している患者	260円
低所得Ⅱ90日以内 (住民税非課税)	270円
低所得Ⅱ90日超 (住民税非課税)	220円
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	130円